

伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン

Q & A 集

令和 6 年 9 月

伊那市

【共通事項】

Q 1－1. 伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）の「手続きの流れ」の第1段階に「ガイドラインの確認（Q&A集等を含む）」とあるが、具体的に何を確認すればいいのか。

A 1－1. 以下のものを確認（熟覧）の上、事業の立案・計画を進めてください。

- ①市ガイドライン（本文、各種様式、各種確認表、手続きの流れ、Q&A集）
- ②「事業計画策定ガイドライン」（経済産業省）
- ③「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」（環境省）
- ④「太陽光発電施設の設置にあたっての配慮事項」（長野県景観条例）

【第2条（ガイドラインの位置付け）関連】

Q 2－1. 「事業計画策定ガイドラインに規定する遵守事項の違反については、経済産業省への情報提供を行うものとする」とあるが、情報提供後、市は何を行うのか。

A 2－1. 市は、経済産業省（国）からの指示事項に対して、対応・協力していきます。

【第4条（設置を避けるべき区域）関連】

Q 4－1. 「慎重な検討」とは具体的に何を指すのか。

A 4－1. 設置を避けるべき区域付近や、設置箇所の下流域が土砂災害特別警戒区域に指定されている場所については、その場所自体は規制等を受けている訳ではありませんが、設置等の影響を受けると考えられる住民や関係団体等（以下「住民等」という。）への十分な説明や、住民等の不安を払拭するために必要な対策を講ずる等の検討を指します。

【第5条（計画での配慮）関連】

Q 5－1. 「文化財、史跡等歴史的な景観を保護」とは具体的に何を指すのか。

A 5－1. 国・県・市の指定（登録）文化財及び観光地等の周辺に設置する場合の「当該文化財の眺望」や「観光地等へのアクセス道路等からの景観への配慮」等を指します。具体的には、文化財や観光地等に向かう主要道路から当該文化財や観光地とともに発電設備が同時に見える場所への設置は、景観保全の観点から好ましくありません。事前に市へご相談ください。また、住民等への説明については、景観のシミュレーションを示すなどして十分な説明を行ってください。

Q 5－2. 市ガイドライン第4条（設置を避けるべき区域）関連以外の災害危険箇所等（土砂災害警戒区域、土石流危険渓流など。以下同じ。）に設置する際には、何らかの配慮をする必要があるか。

A 5－2. 全ての事業において、市ガイドライン第5条第1項第7号に記載のとおり、「あらゆる災害等」に対する適切な対策を講ずる必要がありますが、災害危険箇所等に設置する際には、住民等の不安を払拭するための対策を講ずる（特に配慮する）必要があります。

Q 5 - 3. 「災害対応・災害復旧のマニュアル」に明確な基準等はあるか。

A 5 - 3. 明確な判断基準や検証方法等はありませんが、事前に相談があれば市有施設等の災害対応マニュアルなど、参考となるものをお示しすることは可能です。

Q 5 - 4. 「生活環境に影響を及ぼすおそれがある事項」とは具体的に何を指すのか。

A 5 - 4. 説明会等で住民等から出された要望や、当該地区独自の決め事等を指します。

(例) 当該地区で過去に発生した災害（風水害）等を考慮した対応策
隣接地から一定の距離を空ける（必要に応じて植栽等で圧迫感を軽減）

【第6条（事前協議）関連】

Q 6 - 1. 「設置事業の概要が明らかになった時点」とは具体的にいつか。

A 6 - 1. 経済産業省に固定価格買取制度（FIT 制度）の事業計画認定の申請の際に必要な設置設備の概要（発電設備区分、設置場所、設置面積、発電規模等）が明らかになった時点を指します。

なお、経済産業省に当該事業計画認定の申請をする場合は、市に「再生可能エネルギー発電設備事業計画書」を提出した後に行ってください。

Q 6 - 2. 「市に事前協議」とあるが、具体的に何を協議するのか。また、その協議先は。

A 6 - 2. 協議内容及び協議先は以下のとおりです。

①市ガイドライン及び設置事業（発電設備区分、設置面積、発電規模等）に関する内容

→市生活環境課

②設備の設置における法令等の規制に関する内容

→関係部署（担当課等については「各種法令等確認表」を確認してください。）

③その他の内容

→市生活環境課

Q 6 - 3. 「周辺土地利用者等」とは具体的に何を指すのか。

A 6 - 3. 以下に掲げる者を指します。

①隣接自治会等の長

②隣接地権者、建物所有者、借地者

③隣接自治会等の長が、周知が必要と認める住民・団体等

Q 6 - 4. 「事業実施の意向を周知する」は、市ガイドライン第7条に記載の「住民等への説明」とは別のものと理解してよいか。

A 6 - 4. 認識のとおり、市ガイドライン第7条に記載の「住民等への説明」とは別のものであり、事業概要が明らかになった時点で、周辺土地利用者等に「事業実施に向けて市等との事前協議を始める旨を周知する」ことを指します。

Q 6－5．農業河川以外には全て漁業権があると聞いたが、事前協議はどのように進めれば良いのか。

A 6－5．天竜川漁業協同組合が県知事許可の漁業権を持っており、該当河川で小水力発電を行う場合は漁協との協議、同意が必要となります。漁協は減水区域が生じる小水力発電には同意しないお考えです。

【第7条（住民等への説明）関連】

Q 7－1．説明会を行う範囲の「隣接する自治会等に所属する関係住民等」とは、具体的に何を指すのか。

A 7－1．「隣接自治会等の長が、周知が必要と認める住民・団体等」を指します。（隣接する自治会等の全ての住民（地区全体）とするのか、隣接する周辺住民（常会・組等）のみとするのか、周辺の自治会等も含めるのか等は、隣接自治会等の長（場合によっては市長）の判断によります。）

Q 7－2．説明会の開催時期及び開催方法はどのようにするのか。

A 7－2．市等との事前協議の進捗に合わせて説明会を開催してください。具体的な開催時期や開催方法は隣接自治会等の長とよく相談の上、決定してください。

Q 7－3．説明会で具体的に何を説明すればいいのか。

A 7－3．当該事業の発電施設の概要のほか、計画段階から撤去廃棄処分までの各段階に関する事項及び住民等からの要望による改善事項等を説明してください。特に、計画での配慮に関しては、どのような対策を講ずるかを具体的に説明してください。（詳細は「住民等との合意形成における確認表」の説明事項を確認してください。十分に理解いただいたのち、説明会等実施状況調書（様式第1号）を作成し、地区住民代表者から事業への同意を証する署名及び捺印等を得てください。）

【第11条（設置にかかる届出等）関連】

Q 11－1．説明会等実施状況調書（様式第1号）における添付書類の「土地所有者（予定地・隣接地）等の同意確認書類（署名・捺印等）」とは具体的に何を指すのか。

A 11－1．以下に掲げる者の当該事業への同意が確認できる書類（署名・捺印等）を指します。

①当該事業予定地の所有者・借地者（当該事業予定地が自己所有の場合は不要）

②当該事業予定地に隣接する土地及び建物の所有者・借地者

※様式は任意としますが、隣接する土地及び建物の地番や、所有者（借地者）の署名・捺印等により、当該事業に関する同意であることが確認できるようにしてください。

なお、この書類は「説明会当日の参加者名簿（本人署名）」とは別のものです。

Q 1 1 - 2 . 当該事業予定地に道路・河川等が隣接している場合はどうするのか。

A 1 1 - 2 . 当該事業予定地と、予定地に隣接する土地の間に道路・河川等がある場合、その幅員が4メートル以内であれば、予定地に隣接する土地及び建物の所有者・借地者の同意が必要となります。

Q 1 1 - 3 . 再生可能エネルギー発電設備設置事業計画書（様式第2号）を提出する際の添付書類に「関係法令等による許認可・届出等の写し」が間に合わないものがある場合どうしたらよいか。

A 1 1 - 3 . 様式第2号を提出する時点で、別表（第11条関係）の確認表に添付して「関連法令等の許認可・届出等の写し」を提出してください。関係機関との協議・調整等により間に合わないものがあれば、提出時に市へ相談し、相当の理由があると認められたものについては、再生可能エネルギー発電設備設置事業着手届（様式第3号）の提出の際に、全ての関連法令等の許認可・届出等の写しを添付していただきます。

Q 1 1 - 4 . 再生可能エネルギー発電設備設置事業変更（中止）届（様式第5号）の届出を除くことができる「軽微な変更」とは具体的に何を指すのか。

A 1 1 - 4 . 発電設備を設置するにあたり生じる変更内容のうち、市及び住民等との協議の結果、書面による届出を要しない（口頭説明で了承する等）と判断した内容を指します。
市ガイドラインの目的にあるように、良好な環境や景観の保全といった部分に影響が出る恐れがある内容については軽微ではないと考えます。

Q 1 1 - 5 . 設置者が他者に事業を継承する場合、市は事業継承者（譲受者）に対し、どのように市ガイドラインを遵守するよう求めているのか。

A 1 1 - 5 . 事業の継承（譲渡等）については、設置者が再生可能エネルギー発電事業廃止届（様式第6号）を提出する際に、同届の中で譲受者に「事業に関する書類及び約束事（協定内容等）を設置者から確実に引き継ぐ」とともに、「市ガイドラインを遵守することを宣誓させる」ようにしています。

Q 1 1 - 6 . 損害保険（火災・地震・自然災害等）への加入証明（写）の提出は必要か。

A 1 1 - 6 . 発電規模等の考慮した上で必要と判断した場合は、別表（第11条関係）の「その他市長が必要と認める資料」として提出を求めることがあります。

Q 1 1 - 7 . 市ガイドラインに沿わずに事業を行なった場合はどうなるのか。

A 1 1 - 7 . 市は設置者に対し、市ガイドラインに沿った事業を行うように指導します。設置者が市の指導に従わなかった場合は、交付した受理書を取り消すことがあります。
なお、経済産業省が策定した「事業計画策定ガイドライン」に規定する遵守事項の

違反については、市ガイドライン第2条に記載のとおり、経済産業省への情報提供を行います。